

令和3年3月24日

白河信用金庫

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請について

＜申請受付期間 2021年3月8日（月）～5月31日（月）＞

2021年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小企業・個人事業者の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）が給付されます。

一時支援金を申請する場合は「登録確認機関」による事前確認を行う必要があります。

当金庫は、経済産業省の「登録確認機関」となっておりますので、詳しくは、当金庫本支店窓口または白河信用金庫へお問い合わせください。

＜本件にかかるお問い合わせ先＞

白河信用金庫 融資統括部 TEL 0248-23-4514